

令和7年4月～ 水道料金を改定します

44%値上げ

改定の背景

水道事業は、皆さんにお支払いいただく水道料金で成り立っています。

当町の水道施設は、昭和40年代から50年代に整備されたものが多く、これらの施設の更新に多額の費用が見込まれる一方で、給水人口の減少等により料金収入は減少し続けています。

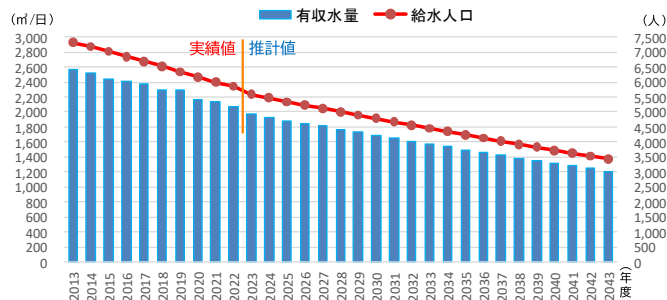
令和3年度には、予定していた20%の値上げをコロナ禍を理由に見送ってきましたが、令和4年度からは、物価高騰など想定を超える費用の増加があり、収益不足が一気に現れ、一般会計からの補助を必要とする事態となっています。

こうしたことから、令和5年度において、今後の財政計画、投資計画を見直すとともに、料金改定の試算を行い、44%の値上げを必要とする「松崎町水道事業経営戦略（改定版）」をまとめました。

水道料金は、消費税増税に伴う値上げを除くと平成20年度に改定して以来、据え置いてきましたが、昨年度策定した「経営戦略」に基づき、赤字化した会計を改善し、安全な水を安定的に供給していくため、水道料金を改定するものです。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

給水人口と有収水量の見通し



これまでの経緯(水道料金関係)

年次	内 容
H20	料金改定（約22%値上げ）
H26	〃（消費税3%増分）
H30	今後10年間の財政計画、投資計画をまとめ、平成33年度に20%値上げを必要とする「経営戦略」を策定
R元	料金改定（消費税2%増分）
R3	20%値上げの料金改定をコロナ禍を理由に見送り
R4	赤字化した水道事業会計に一般会計から補助【R4決算】 基準内繰入16,885千円（災害関連）+基準外繰入11,866千円=計28,751千円
R5	今後20年間の財政計画、投資計画をまとめ、令和7年度に44%値上げを必要とする「経営戦略（改定版）」を策定
R5	赤字化した水道事業会計に一般会計から補助【R5決算】 基準内繰入7,056千円（災害関連）+基準外繰入27,354千円=計34,410千円
R6	赤字化した水道事業会計に一般会計から補助【R6予算】 基準内繰入82千円（災害関連）+基準外繰入37,918千円=計38,000千円
R6.5	公営企業委員会に44%値上げを諮問
R6.7	公営企業委員会から44%値上げを妥当とする答申
R6.9	町議会9月定例会で44%値上げする条例改正が可決

基準内繰入：法令等により一般会計からの補助が妥当とされている経費
基準外繰入：一般会計からの補助が妥当でない経費

改定の内容

給水料金(1カ月につき・税込み)

区 分	使用水量	改 定 前 料 金	改 定 後 料 金
基本料金	10m³まで	1,212円	1,745円
区 分	11～20m³	142円	204円
	21～30m³	154円	222円
	31～50m³	167円	240円
	51～100m³	193円	278円
	101～200m³	218円	314円
	201m³以上	245円	353円

44%
値上げ

(例) 平均的な一般家庭の値上げ額(2カ月分・税込み)

料 金 水道料金=[(基本料金)+(使用水量-基本水量)×超過料金]
算定式 ※一般家庭の平均使用量30m³で算出

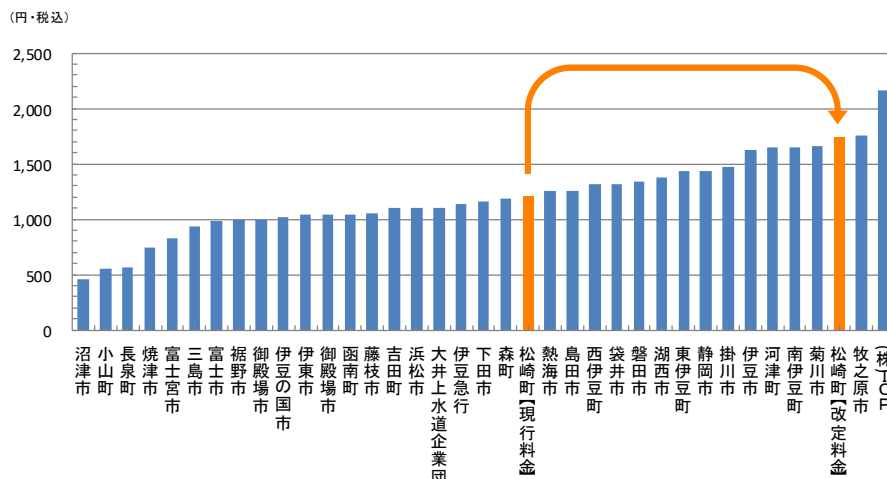
【現 行】2,424円+(30m³-20m³)×142円=3,844円

【改定後】3,490円+(30m³-20m³)×204円=5,530円

【差 額】1,686円

県内上水道料金一覧表 (令和4年度)

10m³当たり/月

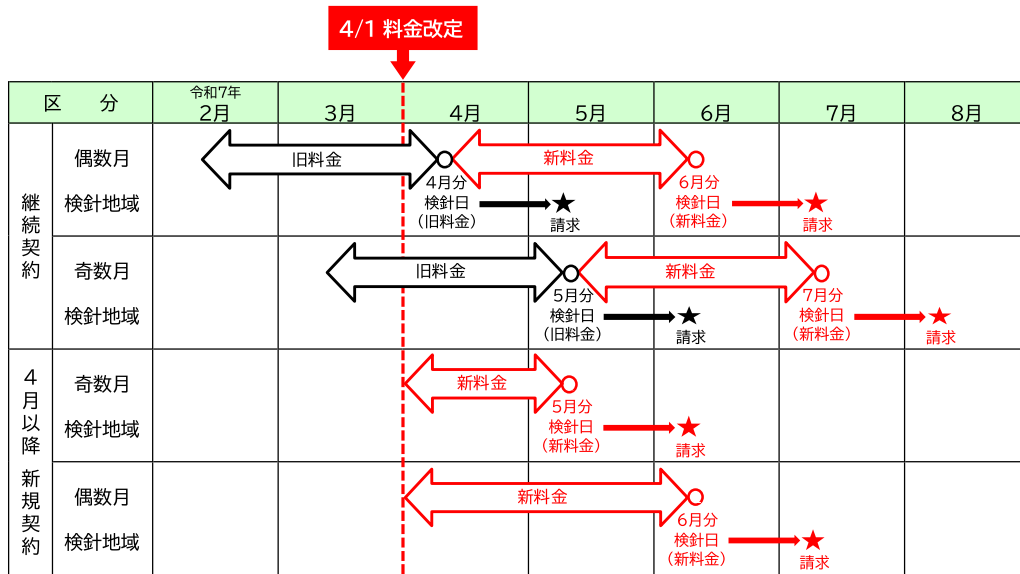


皆様のご理解とご協力をお願いいたします



改定の時期

令和7年4月1日（詳細は下表のとおり）

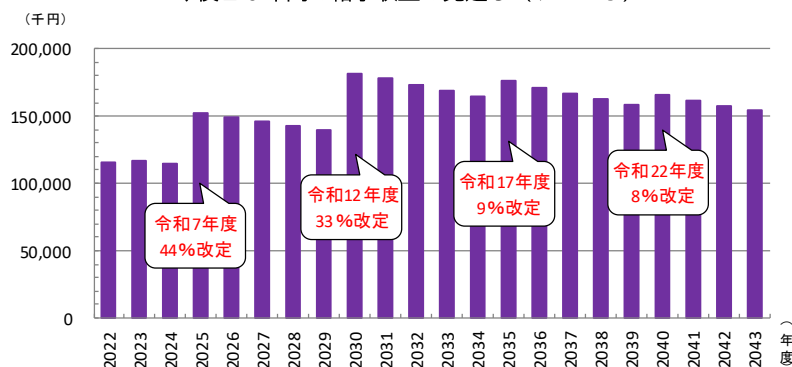


※経過措置として、令和7年3月31日以前から継続して使用している人は、最初の検針分については旧料金となります。

将来の見通し

「経営戦略（改定版）」において採用した《ケース5》では、下表のとおり今後20年間で4回の段階的な料金改定を必要としています。今回は、初回の令和7年度（2025年度）の44%値上げについて決定したものです。令和12年度（2030年度）以降の料金改定は、令和9年度（2027年度）以降に改めて検討していく予定です。

今後20年間の給水収益の見通し（ケース5）



経営戦略改定版は町ホームページで公表しています。

水道料金の改定に関するQ & A

Q 44%の値上げって高すぎませんか？

A 令和3年度に予定していた20%の値上げを見送ったことが大きく影響しています。また、昨今の物価高騰等の影響もあり、高い水準の値上げが必要となりました。なお、この改定は、水道事業会計が、町の一般会計から令和11年度まで補助を受けることによって成り立っており、補助が無かったとすると60%を超える値上げが必要です。

Q 赤字分は税金で補填し、水道料金をもっと低く抑えることはできませんか？

A 水道事業会計は、地方公営企業法に基づく地方公営企業の特別会計です。消防に要する費用など法令等で定めのあるものを除き、経営に必要な費用は水道料金で賄わなければならないとされており、赤字分を税金で補填することは原則できません。今回の料金改定は、令和4年度から続く赤字補填の解消も目的としており、令和12年度に解消しようというものです。